

点字及び音声による選挙情報の提供について（案）

＜今後の方向性＞

- 国政選挙や都道府県知事選挙における、点字又は音声による「選挙のお知らせ版」について、その内容を選挙公報全文とするとともに、視力に障害のある方の意向に沿うよう、点字版だけではなく、カセットテープ版、コンパクトディスク版及び音声コード付き拡大文字版を必要数、準備する。
- その配布に当たっては、個人情報保護に十分留意した上で、
- ・必要とされる方を把握している障害者団体、点字図書館などに、配布を依頼する
 - ・障害者団体や点字図書館などに、必要とされる方を把握していただき、そのリストの提供を依頼する
 - ・都道府県や市町村の福祉担当部局や広報担当部局が、福祉関係の情報や広報誌の点字版などを送付する機会などを活用し、「選挙のお知らせ版」の配布希望を確認し、配布する
 - ・障害者団体に属していない方がいつでも連絡できるよう、ホームページや広報誌に連絡先を掲載するなど、日常的に周知を行うなど、市町村、障害者団体、都道府県福祉担当部局や広報担当部局等と連携、協力して、必要とされる方に行き渡るよう十分配慮する。
- また、知的障がい者など視覚障がい者以外の障がい者の方々にとっても音声による「選挙のお知らせ版」が有用となる場合があるため、その配布についても配慮する。
- 指定都市市長選挙については、上記に準じた措置を講ずるよう努める。
- 都道府県議会議員、指定都市以外の市及び町村の長、市町村議会議員の選挙についても、条例で選挙公報を発行している場合には、上記に準じた措置を講ずることが望ましい。

以上の内容について、総務省は、4月の統一地方選挙や国政選挙に際して、各都道府県選挙管理委員会に要請する。